

令和4年度
那覇港管理組合
財務書類
(統一的な基準)

目 次

I 那覇港管理組合の財務書類の公表について

- 1 地方公会計制度の概要 1
- 2 統一的な基準の特徴 2
- 3 那覇港管理組合の取り組み 2
- 4 作成基準日 2
- 5 作成対象とする範囲 2

II 那覇港管理組合の財務書類について

- 1 貸借対照表 3～5
- 2 行政コスト計算書 6～7
- 3 純資産変動計算書 8
- 4 資金収支計算書 9

III その他特記事項について

- 1 経営上の重要な契約 10

I 那覇港管理組合の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また、続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、総務省は地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体、地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方三公社及び第三セクター等に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式とありましたが、複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていたため、平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」が公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、すべての地方公共団体、一部事務組合及び広域連合へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

令和5年3月31日時点現在、1,788団体（都道府県及び市区町村）中、1,676団体（93.7%）が統一的な基準による財務書類作成済み¹となりました。各地方公共団体が、統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、全般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることができます。また、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」につながることを期待されます。

¹ 作成済みについては、令和3年度決算に係る一般会計等財務書類を作成した団体をいいます

2 統一的な基準の特徴

総務省が当初示していたモデルのうち、「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の評価を行っていく方法です。これに対し、「基準モデル」は最初に全ての固定資産の洗い出しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成する方法です。そのため、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があります。

この「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の良い特徴を併せ持ったのが「統一的な基準」といえます。

3 那覇港管理組合の取り組み

こうした状況の中、那覇港管理組合では、平成28年度決算分から、「統一的な基準」での財務書類の作成を行いました。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても当団体の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと考えられます。

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の令和4年度決算分では、令和5年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲

一般会計及び特別会計をそれぞれ作成し、合算したものを全体会計として作成しています。

Ⅱ 那覇港管理組合の財務書類について

1 貸借対照表（令和5年3月31日現在）

歳入歳出決算書では、1年間の収入（歳入）・支出（歳出）の単年度状況は把握できますが、現在どれだけの資産や負債を保有しているのか、という情報の把握が困難です。

貸借対照表では、基準日現在でどれだけの資産や負債があるのかを一覧として把握することが出来ます。

左側の「資産」は、保有する資産の内容や額を表しており、右側の「負債」及び「純資産」は「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない純粋な財産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

表 1-1 全体会計

貸借対照表（単位：千円）

勘定科目	一般会計	特別会計	全体会計	勘定科目	一般会計	特別会計	全体会計
1.固定資産	88,367,942	76,182,437	164,550,379	1.固定負債	5,813,701	8,805,698	14,619,399
(1)有形固定資産	88,171,463	74,472,960	162,644,423	(1)地方債	5,778,300	8,805,698	14,583,998
事業用資産	-	74,463,380	74,463,380	(2)長期未払金	-	-	-
インフラ資産	88,099,273	-	88,099,273	(3)退職手当引当金	19,784	-	19,784
物品	72,189	9,580	81,769	(4)損失補償等引当金	-	-	-
(2)無形固定資産	2,186	-	2,186	(5)その他	15,617	-	15,617
(3)投資その他資産	194,293	1,709,477	1,903,770	2.流動負債	740,650	822,299	1,562,949
投資及び出資金	-	-	-	(1)地方債(1年内)	705,593	822,295	1,527,888
長期延滞債権	390	3,638	4,028	(2)未払金	-	-	-
長期貸付金	-	-	-	(3)未払費用	-	-	-
基金	193,903	1,705,869	1,899,772	(4)前受金	-	-	-
その他	-	-	-	(5)前受収益	-	-	-
徴収不能引当金	-	-30	-30	(6)賞与等引当金	1,068	-	1,068
2.流動資産	295,002	249,247	544,250	(7)預り金	16,953	4	16,957
(1)現金預金	294,917	247,146	542,063	(8)その他	17,036	-	17,036
(2)未収金	85	2,110	2,195	負債合計	6,554,351	9,627,997	16,182,348
(3)短期貸付金	-	-	-	(1)固定資産等形成分	88,367,942	76,182,437	164,550,379
(4)基金	-	-	-	(2)余剰分(不足分)	-6,259,348	-9,378,750	-15,638,098
(5)棚卸資産	-	-	-	(3)他団体出資等分	-	-	-
(6)その他	-	-	-	純資産合計	82,108,593	66,803,688	148,912,281
(7)徴収不能引当金	-	-8	-8	負債及び純資産合計	88,662,944	76,431,685	165,094,629
資産合計	88,662,944	76,431,685	165,094,629				

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入処理により合計額に齟齬が生じる場合があります。

【用語解説】

固定資産		
有形固定資産	事業用資産	公共サービスに供されている、インフラ資産以外の資産 (例：庁舎、学校、公民館、町営住宅、福祉施設など)
	インフラ資産	社会基盤となる資産 (例：道路、橋、公園、上下水道施設など)
	物品	車輛、物品、美術品
無形固定資産		ソフトウェアや商標権等の権利など
投資その他の資産	投資及び出資金	有価証券、出資金、出捐金
	長期延滞債権	滞納繰越調定収入未済分
	長期貸付金	自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金 (流動資産に区分されるもの以外)
	基金	流動資産に区分される以外の基金 (減債基金、その他の基金)
	その他	上記以外のもの
	徴収不能引当金	投資その他の資産に対する、将来の取立不能見込額 (不納欠損額)を見積もったもの
流動資産		
現金預金	手許現金や普通預金など	
未収金	税金や使用料などの未収金	
短期貸付金	貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの	
基金	財政調整基金	
棚卸資産	売却目的保有資産(量水器等)	
その他	上記以外のもの	
徴収不能引当金	流動資産に対する、将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの	
固定負債		
地方債	地方公共団体等が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの	
長期未払金	自治法第 214 条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外	
退職手当引当金	今後支払う退職金の見積額(原則、期末自己都合要支給額)	
損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上	
その他	上記以外の固定負債	
流動負債		
地方債(1年内)	地方公共団体等が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの	
未払金	基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの	
未払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの	

前受金	基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
前受収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
賞与等引当金	基準日時点までの期間に対応する期末・勤勉手当及び法定福利費
預り金	基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
その他	上記以外の流動負債
(純資産部分)	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分(不足分)	地方公共団体等の費消可能な資源の蓄積
他団体出資等分	地方公共団体等の持分以外の部分(全部連結の場合)

2 行政コスト計算書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の税収及び国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、組合の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

表 2-1 全体会計

行政コスト計算書（単位：千円）

勘定科目	一般会計	特別会計	全体会計
経常費用	3,450,442	1,091,575	4,542,017
1.業務費用	2,687,611	862,948	3,550,559
（1）人件費	67,772	11,550	79,322
（2）物件費等	2,349,317	782,790	3,132,106
うち、減価償却費	1,571,090	272,610	1,843,700
（3）その他の業務費用	270,522	68,608	339,130
2.移転費用	762,831	228,627	991,458
（1）補助金等	762,809	228,627	991,437
（2）社会保障給付	-	-	-
（3）他会計への繰出金	-	-	-
（4）その他	22	-	22
経常収益	514,655	1,420,238	1,934,893
1.使用料及び手数料	198,056	1,029,425	1,227,481
2.その他	316,599	390,813	707,412
純経常行政コスト	2,935,787	-328,663	2,607,124
臨時損失	-	248,545	248,545
臨時利益	-	-	-
純行政コスト	2,935,787	-80,118	2,855,669

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入処理により合計額に齟齬が生じる場合があります。

【用語解説】

経常費用		
業務費用	人件費	職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
	物件費等	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等の維持修繕にかかる経費や事業用資産の減価償却費など
	その他の業務費用	支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など
移転費用	補助金等	住民または外部団体への補助金
	社会保障給付費	生活保護などの社会保障費（扶助費）
	他会計への繰出金	特別会計への資金移動
	その他	上記以外の移転費用
経常収益		
使用料及び手数料	財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭	
その他	過料、預金利子など	
（臨時的な損益）		
臨時損失	資産除売却損、その他の損失	
臨時利益	資産売却益、その他の収益	

3 純資産変動計算書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したか、を表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書には計上されていない税金等や国県等補助金が、本表の財源の調達欄に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時利益」）をまかなうもので、金額は一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因です）。

表 3-1 全体会計

純資産変動計算書（単位：千円）

勘定科目	一般会計	特別会計	全体会計
前年度末純資産残高	82,705,267	66,725,581	149,430,849
1.純行政コスト	-2,935,787	80,118	-2,855,669
2.財源	2,337,102	-	2,337,102
（1）税金等	1,960,191	-	1,960,191
（2）国県等補助金	376,911	-	376,911
本年度差額	-598,685	80,118	-518,568
1.固定資産等の変動	-	-	-
2.資産評価差額	-	-	-
3.無償所管換等	2,110	-2,110	-
4.他団体出資等分の増加	-	-	-
5.他団体出資等分の減少	-	-	-
6.比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-
7.その他	-99	99	-0
本年度純資産変動額	-596,674	78,106	-518,568
本年度末純資産残高	82,108,593	66,803,688	148,912,281

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入処理により合計額に齟齬が生じる場合があります。

【用語解説】

純行政コスト	行政コスト計算書で計算される費用
財源：税金等	市町村が徴収する税や、構成団体からの負担金など
財源：国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金など
固定資産等の変動	固定資産形成・余剰分（不足分）の内部的増減
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
他団体出資等分の増加・減少	外部団体への出資等分にかかる増減（全部連結の場合）
比例連結割合変更に伴う差額	構成団体の負担割合変更による調整額
その他	上記以外の純資産増減

資金収支計算書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分にわけ、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の流動資産・現金預金の金額と一致します。

表 4-1 全体会計

資金収支計算書（単位：千円）

勘定科目	一般会計	特別会計	全体会計
1.業務活動収支	788,894	565,307	1,354,200
業務支出	1,875,296	817,239	2,692,535
業務収入	2,664,190	1,418,391	4,082,580
臨時支出	-	35,845	35,845
臨時収入	-	-	-
2.投資活動収支	-226,181	-918,969	-1,145,150
投資活動支出	606,596	1,960,997	2,567,592
投資活動収入	380,414	1,042,028	1,422,442
3.財務活動収支	-646,350	315,417	-330,933
財務活動支出	1,024,755	852,988	1,877,743
財務活動収入	378,406	1,168,404	1,546,810
本年度資金収支額	-83,637	-38,245	-121,883
前年度末資金残高	361,607	285,391	646,998
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-
本年度末資金残高	277,970	247,146	525,116
前年度末歳計外現金残高	18,182	-	18,182
本年度歳計外現金増減額	-1,235	-	-1,235
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-
本年度末歳計外現金残高	16,947	-	16,947
本年度末現金預金残高	294,917	247,146	542,063

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入処理により合計額に齟齬が生じる場合があります。

【用語解説】

業務活動収支	業務支出・ 業務収入	日常の行政サービスを行ううえでの収入と支出（経常的に発生する収支）
	臨時支出・ 臨時収入	臨時的に発生する収入と支出（災害にかかるものなど）
投資活動収支		資産形成に関する収入と支出（固定資産取得や売却、基金積立や取崩など）
財務活動収支		地方債の借入や償還、その他上記以外に関する収入と支出

Ⅲ その他特記事項について

1 経営上の重要な契約

・ 那覇国際コンテナターミナル(株)との賃貸借契約

那覇港管理組合は、民間の技術やノウハウを活用するため、港湾法第 54 条第 3 項に基づく特定埠頭運営事業として、那覇国際コンテナターミナル(株)を那覇港公共国際コンテナターミナルの管理運営者として認定し、三井倉庫(株)が中核企業となった那覇国際コンテナターミナル(株)と平成 27 年に賃貸借契約を締結しています。なお、当該契約の主な内容は次のとおりです。

契約者：那覇港管理組合

契約相手方：那覇国際コンテナターミナル(株)

賃貸借物件：那覇港公共国際コンテナターミナル用地及び同ターミナル用地の管理に必要な構築物

目的：沖縄 21 世紀ビジョンに位置づけられた「民間主導による自立型経済の構築」を継承発展するため、那覇港新港ふ頭地区の 9 号及び 10 号ターミナルを、一体的に運営可能な能力を有する民間企業に長期貸付け、事業者の創意工夫による効率的な運営により、国際競争力の向上を図り、国際海上輸送コストの低減や航路誘致による産業立地、雇用拡大を実現することを目的とする当該物件の賃貸借契約

契約締結日：2015 年 12 月 22 日

賃貸借期間：2016 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日

監視委員会：賃貸借契約第 37 条に基づき、監視委員会を設置し、必要に応じて随時開催している。監視委員会は、外部の有識者から構成され、那覇国際コンテナターミナル(株)の事業計画に対して、現在の運営及び維持管理の効率性、賃貸借契約に基づく那覇国際コンテナターミナル(株)の履行内容の妥当性について、公平な立場から審議を行い、必要に応じて審議内容を踏まえた業務改善などの協議を行っている。